

令和元年度 経営管理権集積計画（須津山地区）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の
規定により、経営管理権集積計画を定める。

令和元年12月27日

富士市長 小長井 義正

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S02	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市 富士岡 猪ノ平	478	106	ろ	68	山林	0.3090	ヒノキ	51	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 猪ノ平	478	106	ろ	68	山林	0.3090	ヒノキ	51	林小班の一部					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S05	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 富士岡 吾妻野	186-1	100	は	39	山林	0.0419	ヒノキ	51	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		
2	富士市 富士岡 吾妻野	186-2				山林	0.0314										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 吾妻野	186-1	100	は	39	山林	0.0419	ヒノキ	51	林小班の一部					
2	富士市 富士岡 吾妻野	186-2				山林	0.0314								

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S06	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 富士岡 アセミ平	533-14	106	ほ	31	山林	0.0565	ヒノキ	51	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		
2	富士市 富士岡 アセミ平	533-15				山林	0.0231										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 アセミ平	533-14	106	ほ	31	山林	0.0565	ヒノキ	51					林小班の一部
2	富士市 富士岡 アセミ平	533-15				山林	0.0231							

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S07	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 富士岡 猪ノ平	432	106	ろ	44	山林	0.0909	ヒノキ	60		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 猪ノ平	432	106	ろ	44	山林	0.0909	ヒノキ	60						

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住 所 (同上) 富士市長 小長井 義正</p>	
----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S12	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市富士岡一ノ沢	87	99	る	22	山林	0.0866	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		
2	富士市富士岡一ノ沢	99	99	る	102	山林	0.0856	ヒノキ	49								
3	富士市富士岡吾妻野	224	100	は	18	山林	0.1219	ヒノキ	51								
4	富士市富士岡吾妻野	225	100	は	17	山林	0.1305	ヒノキ	51								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 一ノ沢	87	99	る	22	山林	0.0866	ヒノキ	51						
2	富士市 富士岡 一ノ沢	99	99	る	102	山林	0.0856	ヒノキ	49						
3	富士市 富士岡 吾妻野	224	100	は	18	山林	0.1219	ヒノキ	51						
4	富士市 富士岡 吾妻野	225	100	は	17	山林	0.1305	ヒノキ	51						

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S13	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 富士岡 アセミ平	533-18	106	ほ	40	山林	0.1381	ヒノキ	54		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 アセミ平	533-18	106	ほ	40	山林	0.1381	ヒノキ	54						

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢							備考			
1	富士市 富士岡 吾妻野	204	100	は	24	山林	0.0433	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>				
2	富士市 富士岡 吾妻野	205	100	は	23	山林	0.1305	ヒノキ	51										
3	富士市 富士岡 吾妻野	206	100	は	22	山林	0.2056	ヒノキ	50										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 吾妻野	204	100	は	24	山林	0.0433	ヒノキ	51						
2	富士市 富士岡 吾妻野	205	100	は	23	山林	0.1305	ヒノキ	51						
3	富士市 富士岡 吾妻野	206	100	は	22	山林	0.2056	ヒノキ	50						

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） [Redacted]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S16	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市比奈吾妻野	209	99	は	12	山林	0.1249	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			
2	富士市富士岡一ノ沢	92	99	る	71	山林	0.4214	ヒノキ	51									
3	富士市富士岡大洞	233	101	ろ	1	山林	0.1157	ヒノキ	51	林小班の一部								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 比奈 吾妻野	209	99	は	12	山林	0.1249	ヒノキ	51						
2	富士市 富士岡 一ノ沢	92	99	る	71	山林	0.4214	ヒノキ	51						
3	富士市 富士岡 大洞	233	101	ろ	1	山林	0.1157	ヒノキ	51	林小班 の一部					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） [Redacted]

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S17	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 江尾	1049-60	99	る	83	山林	0.0889	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	1049-60	99	る	83	山林	0.0889	ヒノキ	51						

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上）</p>	<p>富士市長 小長井 義正</p>
-----------------------------------------------------------------	----------------	--------------------

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S19	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考											
1	富士市 富士岡一ノ沢	162	99	る	95	山林	0.0320	ヒノキ	51	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>						
2	富士市 富士岡一ノ沢	173	99	る	100	山林	0.0740	ヒノキ	57												
3	富士市 富士岡一ノ沢	174-1	100	は	38	山林	0.0752	ヒノキ	51												
4	富士市 富士岡一ノ沢	174-2	99	る	125	山林	0.0905	ヒノキ	57	林小班の一部											
5	富士市 富士岡吾妻野	192-1	99	る	99	山林	0.0577	ヒノキ	51	林小班の一部											

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 一ノ沢	162	99	る	95	山林	0.0320	ヒノキ	51	林小班 の一部				
2	富士市 富士岡 一ノ沢	173	99	る	100	山林	0.0740	ヒノキ	57					
3	富士市 富士岡 一ノ沢	174-1	100	は	38	山林	0.0752	ヒノキ	51					
4	富士市 富士岡 一ノ沢	174-2	99	る	125	山林	0.0905	ヒノキ	57	林小班 の一部				
5	富士市 富士岡 吾妻野	192-1	99	る	99	山林	0.0577	ヒノキ	51	林小班 の一部				

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S20	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 富士岡 猪ノ平	381	106	ろ	10	山林	0.0591	ヒノキ	51	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 猪ノ平	381	106	ろ	10	山林	0.0591	ヒノキ	51	林小班の一部					

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上）</p> <p>富士市長 小長井 義正</p>	
--------------------------------------------------------------------	-----------------------------------	--

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S21	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市富士岡一ノ沢	144	99	る	121	山林	0.0386	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			
2	富士市富士岡一ノ沢	145	99	る	122	山林	0.0895	ヒノキ	51	林小班の一部								
3	富士市富士岡一ノ沢	157	99	る	95	山林	0.0998	ヒノキ	51	林小班の一部								
4	富士市富士岡一ノ沢	163				山林	0.0290											
5	富士市富士岡一ノ沢	168	99	る	124	山林	0.0165	ヒノキ	51									
6	富士市富士岡一ノ沢	169				山林	0.1064											

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 一ノ沢	144	99	る	121	山林	0.0386	ヒノキ	51					
2	富士市 富士岡 一ノ沢	145	99	る	122	山林	0.0895	ヒノキ	51				林小班の一部	
3	富士市 富士岡 一ノ沢	157	99	る	95	山林	0.0998	ヒノキ	51				林小班の一部	
4	富士市 富士岡 一ノ沢	163				山林	0.0290							
5	富士市 富士岡 一ノ沢	168	99	る	124	山林	0.0165	ヒノキ	51					
6	富士市 富士岡 一ノ沢	169				山林	0.1064							

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S22	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市 江尾	1049-62-4	99	る	73	山林	0.1084	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	1049-62-4	99	る	73	山林	0.1084	ヒノキ	51						

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)	住 所 (同上)	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)		

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S23	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考									
1	富士市比奈一ノ沢	31-1	99	ぬ	34	山林	0.0989	ヒノキ	51		2019.12.31	5年(2025.3.31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。				
2	富士市比奈一ノ沢	31-2			山林	0.0009													
3	富士市比奈一ノ沢	72	99	る	71	山林	0.0512	ヒノキ	51	林小班の一部									
4	富士市富士岡アセミ平	533-21	106	ほ	47	山林	0.3738	ヒノキ	51	林小班の一部									
			106	ほ	41			ヒノキ	51										
5	富士市富士岡アセミ平	547	106	ほ	49	山林	0.2152	ヒノキ	51										
			106	ほ	48			ヒノキ	51	林小班の一部									

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S26	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考											
1	富士市江尾	1050-25	99	ぬ	29	山林	0.2109	ヒノキ	58		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>						
2	比奈一ノ沢	32-1	99	ぬ	35	山林	0.1717	ヒノキ	51												
3	比奈一ノ沢	37	99	ぬ	30	山林	0.0251	コナラ ウシ シユ	51												
4	比奈一ノ沢	38				山林	0.0442														
5	比奈一ノ沢	39-1				山林	0.0458														
6	比奈一ノ沢	39-2				山林	0.0032														
7	比奈一ノ沢	39-3				山林	0.0075														
8	江尾	1050-24				99	ぬ			31							山林	0.0476	コナラ ウシ シユ	51	
9	富士岡一ノ沢	66				99	る			61							山林	0.1242	ヒノキ	58	
#	富士岡一ノ沢	67	99	る	60	山林	0.0856	ヒノキ	58												
#	富士岡一ノ沢	155	99	る	93	山林	0.0604	ヒノキ	51												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	1050-25	99	ぬ	29	山林	0.2109	ヒノキ	58					
2	比奈 一ノ沢	32-1	99	ぬ	35	山林	0.1717	ヒノキ	51					
3	比奈 一ノ沢	37	99	ぬ	30	山林	0.0251	コウヨ ウ シユ	51					
4	比奈 一ノ沢	38				山林	0.0442							
5	比奈 一ノ沢	39-1				山林	0.0458							
6	比奈 一ノ沢	39-2				山林	0.0032							
7	比奈 一ノ沢	39-3				山林	0.0075							
8	江尾	1050-24	99	ぬ	31	山林	0.0476	コウヨ ウ シユ	51					
9	富士岡 一ノ沢	66	99	る	61	山林	0.1242	ヒノキ	58					
#	富士岡 一ノ沢	67	99	る	60	山林	0.0856	ヒノキ	58					
#	富士岡 一ノ沢	155	99	る	93	山林	0.0604	ヒノキ	51					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S28	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市富士岡一ノ沢	8-1	99	る	8	山林	0.0281	スギ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			
2	富士市富士岡一ノ沢	8-3			山林	0.0101												
3	富士市富士岡一ノ沢	9			山林	0.0466												
4	富士市富士岡一ノ沢	70	99	る	58	山林	0.0634	ヒノキ	51	林小班の一部								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 一ノ沢	8-1	99	る	8	山林	0.0281	スギ*	51						
2	富士市 富士岡 一ノ沢	8-3				山林	0.0101								
3	富士市 富士岡 一ノ沢	9				山林	0.0466								
4	富士市 富士岡 一ノ沢	70	99	る	58	山林	0.0634	ヒノキ	51	林小班の一部					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S29	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市 富士岡一ノ沢	137	99	る	89	山林	0.0436	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。			
				99	る		84										ヒノキ	51
2	富士市 富士岡一ノ沢	138	99	る	91	山林	0.1312	ヒノキ	58									
3	富士市 富士岡一ノ沢	139	99	る	90	山林	0.4585	ヒノキ	58									
4	富士市 富士岡一ノ沢	140	99	る	88	山林	0.1272	ヒノキ	51									
5	富士市 富士岡猪ノ平	379	106	ろ	8	山林	0.0614	ヒノキ	60									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 一ノ沢	137	99	る	89	山林	0.0436	ヒノキ	51					
			99	る	84			ヒノキ	51					
2	富士市 富士岡 一ノ沢	138	99	る	91	山林	0.1312	ヒノキ	58					
3	富士市 富士岡 一ノ沢	139	99	る	90	山林	0.4585	ヒノキ	58					
4	富士市 富士岡 一ノ沢	140	99	る	88	山林	0.1272	ヒノキ	51					
5	富士市 富士岡 猪ノ平	379	106	ろ	8	山林	0.0614	ヒノキ	60					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S30	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 富士岡 一ノ沢	14	99	る	6	山林	0.2723	ヒノキ	54		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 富士岡 一ノ沢	14	99	る	6	山林	0.2723	ヒノキ	54					
			99	る	5			ヒノキ	51					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S32	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢							備考			
1	富士市比奈一ノ沢	84	99	ぬ	60	山林	0.0654	ヒノキ	51							林小班の一部			
2	富士市富士岡猪ノ平	420	106	ろ	14	山林	0.3798	ヒノキ	60										
3	富士市富士岡猪ノ平	424	106	ろ	17	山林	0.1943	ヒノキ	60										
											2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 比奈 一ノ沢	84	99	ぬ	60	山林	0.0654	ヒノキ	51	林小班 の一部					
2	富士市 富士岡 猪ノ平	420	106	ろ	14	山林	0.3798	ヒノキ	60						
3	富士市 富士岡 猪ノ平	424	106	ろ	17	山林	0.1943	ヒノキ	60						

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S33	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市富士岡一ノ沢	34	99	る	41	山林	0.1080	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			
2	富士市富士岡一ノ沢	42	99	る	55	山林	0.1523	ヒノキ	51									
3	富士市富士岡一ノ沢	45	99	る	44	山林	0.0353	ヒノキ	61									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 一ノ沢	34	99	る	41	山林	0.1080	ヒノキ	51						
2	富士市 富士岡 一ノ沢	42	99	る	55	山林	0.1523	ヒノキ	51						
3	富士市 富士岡 一ノ沢	45	99	る	44	山林	0.0353	ヒノキ	61						

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) [Redacted]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S35	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市 富士岡 大洞	243	101	ろ	11	山林	0.1163	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 大洞	243	101	ろ	11	山林	0.1163	ヒノキ	51						

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上）</p> <p>富士市長 小長井 義正</p>	
--------------------------------------------------------------------	-----------------------------------	--

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S36	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市比奈一ノ沢	63	99	ぬ	50	山林	0.2132	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			
2	富士市富士岡一ノ沢	164	99	る	125	山林	0.0165	ヒノキ	57	林小班の一部								
3	富士市富士岡一ノ沢	172-1				山林	0.0933											
4	富士市富士岡一ノ沢	172-2				山林	0.0011											

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市比奈一ノ沢	63	99	ぬ	50	山林	0.2132	ヒノキ	51						
2	富士市富士岡一ノ沢	164	99	る	125	山林	0.0165	ヒノキ	57	林小班の一部					
3	富士市富士岡一ノ沢	172-1				山林	0.0933								
4	富士市富士岡一ノ沢	172-2				山林	0.0011								

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S38	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地																
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)										乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考										
1	富士市比奈吾妻野	206-1	99	は	1	山林	0.0511	ヒノキ	51	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができない。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。											
2	富士市富士岡一ノ沢	5-1	99	る	3	山林	0.0201	ヒノキ	51	林小班の一部																
3	富士市富士岡一ノ沢	77	99	る	112	山林	0.1424	ヒノキ	55																	
4	富士市富士岡一ノ沢	105	99	る	113	山林	0.1325	ヒノキ	61																	
5	富士市富士岡大洞	244	101	ろ	10	山林	0.4003	ヒノキ	51																	
6	富士市富士岡大洞	250	101	ろ	12	山林	0.0538	ヒノキ	51																	
7	富士市富士岡アセミ平	544	106	ほ	52	山林	0.1778	ヒノキ	51	林小班の一部																
8	富士市富士岡アセミ平	545	106	ほ	29	山林	0.0317	ヒノキ	51	林小班の一部																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 比奈 吾妻野	206-1	99	は	1	山林	0.0511	ヒノキ	51	林小班 の一部					
2	富士市 富士岡 一ノ沢	5-1	99	る	3	山林	0.0201	ヒノキ	51	林小班 の一部					
3	富士市 富士岡 一ノ沢	77	99	る	112	山林	0.1424	ヒノキ	55						
4	富士市 富士岡 一ノ沢	105	99	る	113	山林	0.1325	ヒノキ	61						
5	富士市 富士岡 大洞	244	101	ろ	10	山林	0.4003	ヒノキ	51						
6	富士市 富士岡 大洞	250	101	ろ	12	山林	0.0538	ヒノキ	51						
7	富士市 富士岡 アセミ平	544	106	ほ	52	山林	0.1778	ヒノキ	51	林小班 の一部					
8	富士市 富士岡 アセミ平	545	106	ほ	29	山林	0.0317	ヒノキ	51	林小班 の一部					

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	住 所（同上）	富士市長 小長井 義正
-----------------------------------------------------------------	---------	-------------

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S40	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市比奈一ノ沢	80	99	ぬ	64	山林	0.0859	ヒノキ	51	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			
2	富士市比奈一ノ沢	81			山林	0.0109												
3	富士市富士岡一ノ沢	33	99	る	40	山林	0.0664	ヒノキ	51									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市比奈一ノ沢	80	99	ぬ	64	山林	0.0859	ヒノキ	51	林小班の一部					
2	富士市比奈一ノ沢	81				山林	0.0109								
3	富士市富士岡一ノ沢	33	99	る	40	山林	0.0664	ヒノキ	51						

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S42	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市江尾	1049-59	99	る	117	山林	0.1292	ヒノキ	58	林小班の一部	2019.12.31	5年(2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	1049-59	99	る	117	山林	0.1292	ヒノキ	58	林小班の一部					

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）		

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S43	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 江尾	1049-61	99	る	82	山林	0.2720	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	1049-61	99	る	82	山林	0.2720	ヒノキ	51						

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） [Redacted]

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S44	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市中里	2692	106	ほ	32	山林	0.0343	ヒノキ	57	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中里	2692	106	ほ	32	山林	0.0343	ヒノキ	57	林小班の一部					

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上）</p>	<p>富士市長 小長井 義正</p>
--------------------------------------------------------------------	----------------	--------------------

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S50	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市比奈吾妻野	224	100	に	2	山林	0.1143	ヒノキ	61		2019.12.31	5年(2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 比奈 吾妻野	224	100	に	2	山林	0.1143	ヒノキ	61					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S51	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市中里	2682	106	ろ	34	山林	0.0128	ヒノキ	51	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市中里	2682	106	ろ	34	山林	0.0128	ヒノキ	51	林小班の一部					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S52	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市比奈吾妻野	225-1	100	に	1	山林	0.1202	ヒノキ	51		2019.12.31	5年(2025.3.31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 比奈 吾妻野	225-1	100	に	1	山林	0.1202	ヒノキ	51					

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上）</p>	<p>富士市長 小長井 義正</p>
-----------------------------------------------------------------	----------------	--------------------

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S53	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正								(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考									
1	富士市江尾	1050-18	99	る	70	山林	0.0717	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。				
2	富士市富士岡一ノ沢	91				山林	0.0264												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	1050-18	99	る	70	山林	0.0717	ヒノキ	51						
2	富士市 富士岡 一ノ沢	91				山林	0.0264								

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S54	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市比奈一ノ沢	87	99	ぬ	69	山林	0.1061	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		
2	富士市富士岡一ノ沢	160	99	る	97	山林	0.0568	ヒノキ	51								
3	富士市富士岡一ノ沢	161	99	る	98	山林	0.0776	ヒノキ	51	林小班の一部							

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市比奈一ノ沢	87	99	ぬ	69	山林	0.1061	ヒノキ	51					
2	富士市富士岡一ノ沢	160	99	る	97	山林	0.0568	ヒノキ	51					
3	富士市富士岡一ノ沢	161	99	る	98	山林	0.0776	ヒノキ	51	林小班の一部				

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S55	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地															
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)										乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考									
1	富士市比奈一ノ沢	23-1	99	ぬ	21	山林	0.3191	ヒノキ	58		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。										
2	富士市比奈一ノ沢	23-3			山林	0.0276																			
3	富士市比奈一ノ沢	24			山林	0.0290																			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 比奈 一ノ沢	23-1	99	ぬ	21	山林	0.3191	ヒノキ	58		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
2	富士市 比奈 一ノ沢	23-3				山林	0.0276								
3	富士市 比奈 一ノ沢	24				山林	0.0290								

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） [Redacted]

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S57	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市江尾	1050-99	99	ぬ	43	山林	0.0955	ヒノキ	53	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	1050-99	99	ぬ	43	山林	0.0955	ヒノキ	53	林小班の一部					

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）		

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S59	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 富士岡 一ノ沢	58	99	る	18	山林	0.1196	スギ*	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 富士岡 一ノ沢	58	99	る	18	山林	0.1196	スギ*	51					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S60	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市比奈野吾妻野	208	99	は	13	山林	0.1566	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			
2	富士市比奈野吾妻野	218-1	99	は	14	山林	0.0582	ヒノキ	57	林小班の一部								
3	富士市比奈野吾妻野	219				山林	0.0079											
4	富士市比奈野吾妻野	220-1				山林	0.0339											
5	富士市比奈野吾妻野	220-2				山林	0.0162											

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 比奈 吾妻野	208	99	は	13	山林	0.1566	ヒノキ	51					
2	富士市 比奈 吾妻野	218-1	99	は	14	山林	0.0582	ヒノキ	57					
3	富士市 比奈 吾妻野	219				山林	0.0079							
4	富士市 比奈 吾妻野	220-1				山林	0.0339							
5	富士市 比奈 吾妻野	220-2				山林	0.0162							

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） [Redacted]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S61	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市比奈一ノ沢	52	99	ぬ	49	山林	0.1021	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		
2	富士市比奈一ノ沢	54	99	ぬ	46	山林	0.2000	ヒノキ	51								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 比奈 一ノ沢	52	99	ぬ	49	山林	0.1021	ヒノキ	51						
2	富士市 比奈 一ノ沢	54	99	ぬ	46	山林	0.2000	ヒノキ	51						

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住 所 (同上) 富士市長 小長井 義正</p>	
----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S62	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市 富士岡 アセミ平	559	106	ほ	57	山林	0.0770	ヒノキ	51	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 アセミ平	559	106	ほ	57	山林	0.0770	ヒノキ	51	林小班の一部					

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上）</p> <p>富士市長 小長井 義正</p>	
--------------------------------------------------------------------	-----------------------------------	--

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S64	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市比奈一ノ沢	20	99	ぬ	18	山林	0.1438	ヒノキ	58		2019.12.31	5年(2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 比奈 一ノ沢	20	99	ぬ	18	山林	0.1438	ヒノキ	58						

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S65	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市 富士岡 吾妻野	213	100	は	13	山林	0.1355	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			
2	富士市 富士岡 吾妻野	214	100	は	4	山林	0.5732	ヒノキ	51									
3	富士市 富士岡 吾妻野	215	100	は	3	山林	0.0535	ヒノキ	51									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 吾妻野	213	100	は	13	山林	0.1355	ヒノキ	51						
2	富士市 富士岡 吾妻野	214	100	は	4	山林	0.5732	ヒノキ	51						
3	富士市 富士岡 吾妻野	215	100	は	3	山林	0.0535	ヒノキ	51						

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S66	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考						
1	富士市 富士岡 一ノ沢	152	99	る	92	山林	0.1358	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 富士岡 一ノ沢	152	99	る	92	山林	0.1358	ヒノキ	51					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） [Redacted]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S67	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市 富士岡 吾妻野	187-1	100	は	40	山林	0.0766	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 富士岡 吾妻野	187-1	100	は	40	山林	0.0766	ヒノキ	51					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） [Redacted]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S68	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市 富士岡 一ノ沢	75	99	る	111	山林	0.1401	ヒノキ	55	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 一ノ沢	75	99	る	111	山林	0.1401	ヒノキ	55	林小班の一部					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S72	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正								(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考						
1	富士市江尾	1050-90	99	ぬ	14	山林	0.0509	ヒノキ	58		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>	
2	富士市江尾	1050-91	99	ぬ	10	山林	0.0433	ヒノキ	50							
3	富士市比奈一ノ沢	10				山林	0.0697									
4	富士市比奈一ノ沢	14				山林	0.0161									
5	富士市比奈一ノ沢	15				山林	0.0366									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	1050-90	99	ぬ	14	山林	0.0509	ヒノキ	58						
2	富士市 江尾	1050-91	99	ぬ	10	山林	0.0433	ヒノキ	50						
3	富士市 比奈 一ノ沢	10				山林	0.0697								
4	富士市 比奈 一ノ沢	14				山林	0.0161								
5	富士市 比奈 一ノ沢	15				山林	0.0366								

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S73	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 富士岡 アセミ平	491	106	ほ	37	山林	0.1543	ヒノキ	55		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		
2	富士市 富士岡 アセミ平	533-19	106	ほ	45	山林	0.1619	ヒノキ	54								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 アセミ平	491	106	ほ	37	山林	0.1543	ヒノキ	55						
2	富士市 富士岡 アセミ平	533-19	106	ほ	45	山林	0.1619	ヒノキ	54						

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S75	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢							備考			
1	富士市富士岡一ノ沢	81	99	る	63	山林	0.0542	スギ*	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>				
2	富士市富士岡一ノ沢	82				山林	0.0320												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 富士岡 一ノ沢	81	99	る	63	山林	0.0542	スギ*	51		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
2	富士市 富士岡 一ノ沢	82				山林	0.0320								

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） [Redacted]

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S77	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市比奈一ノ沢	34	99	ぬ	37	山林	0.0902	ヒノキ	51		2019.12.31	5年(2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 比奈 一ノ沢	34	99	ぬ	37	山林	0.0902	ヒノキ	51					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S78	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正								(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考									
1	富士市比奈一ノ沢	40-1	99	ぬ	23	山林	0.0291	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>				
2	富士市比奈一ノ沢	40-2			山林	0.0167													
3	富士市比奈一ノ沢	41-1			山林	0.0211													
4	富士市比奈一ノ沢	41-2			山林	0.0084													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市比奈一ノ沢	40-1	99	ぬ	23	山林	0.0291	ヒノキ	51						
2	富士市比奈一ノ沢	40-2				山林	0.0167								
3	富士市比奈一ノ沢	41-1				山林	0.0211								
4	富士市比奈一ノ沢	41-2				山林	0.0084								

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4） (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S79	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市比奈一ノ沢	70	99	ぬ	55	山林	0.0981	ヒノキ	51	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		
2	富士市比奈一ノ沢	71	99	ぬ	61	山林	0.0406	ヒノキ	51	林小班の一部							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市比奈一ノ沢	70	99	ぬ	55	山林	0.0981	ヒノキ	51	林小班の一部					
2	富士市比奈一ノ沢	71	99	ぬ	61	山林	0.0406	ヒノキ	51	林小班の一部					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S82	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																		
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考										
1	富士市比奈一ノ沢	65	99	ぬ	57	山林	0.0839	ヒノキ	58		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>					
2	富士市比奈一ノ沢	66	99	ぬ	58	山林	0.0499	ヒノキ	58											
3	富士市比奈一ノ沢	85	99	ぬ	68	山林	0.0558	ヒノキ	56											
4	富士市比奈一ノ沢	86				山林	0.0638													
5	富士市比奈一ノ沢	88	99	ぬ	69	山林	0.0122	ヒノキ	51	林小班の一部										
6	富士市比奈吾妻野	207	99	は	2	山林	0.0575	ヒノキ	49	林小班の一部										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市比奈一ノ沢	65	99	ぬ	57	山林	0.0839	ヒノキ	58					
2	富士市比奈一ノ沢	66	99	ぬ	58	山林	0.0499	ヒノキ	58					
3	富士市比奈一ノ沢	85	99	ぬ	68	山林	0.0558	ヒノキ	56					
4	富士市比奈一ノ沢	86				山林	0.0638							
5	富士市比奈一ノ沢	88	99	ぬ	69	山林	0.0122	ヒノキ	51					林小班の一部
6	富士市比奈吾妻野	207	99	は	2	山林	0.0575	ヒノキ	49					林小班の一部

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲）

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S86	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正								(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考									
1	富士市江尾	1050-28	99	ぬ	9	山林	0.3213	ヒノキ	51	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>				
2	富士市江尾	1050-26-4	99	る	1	山林	0.0647	ヒノキ	51										
3	富士市比奈一ノ沢	16				山林	0.0423												
4	富士市富士岡一ノ沢	2				山林	0.2690												
5	富士市富士岡一ノ沢	3				山林	0.0370												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	1050-28	99	ぬ	9	山林	0.3213	ヒノキ	51	林小班の一部					
2	富士市 江尾	1050-26-4	99	る	1	山林	0.0647	ヒノキ	51						
3	富士市 比奈 一ノ沢	16				山林	0.0423								
4	富士市 富士岡 一ノ沢	2				山林	0.2690								
5	富士市 富士岡 一ノ沢	3				山林	0.0370								

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S87	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市比奈一ノ沢	45	99	ぬ	27	山林	0.0601	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		
2	富士市比奈一ノ沢	46	99	ぬ	28	山林	0.0585	ヒノキ	51								
3	富士市比奈吾妻野	221	99	は	11	山林	0.0859	ヒノキ	51	林小班の一部							

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市比奈一ノ沢	45	99	ぬ	27	山林	0.0601	ヒノキ	51						
2	富士市比奈一ノ沢	46	99	ぬ	28	山林	0.0585	ヒノキ	51						
3	富士市比奈吾妻野	221	99	は	11	山林	0.0859	ヒノキ	51	林小班の一部					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） [Redacted]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S88	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考									
1	富士市江尾	1050-27	99	ぬ	13	山林	0.0449	ヒノキ	56		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>				
2	富士市江尾	1050-88	99	ぬ	12	山林	0.0720	ヒノキ	56										
3	富士市江尾	1050-89	99	ぬ	11	山林	0.0644	ヒノキ	56										
4	富士市比奈一ノ沢	18	99	ぬ	15	山林	0.0538	ヒノキ	58										
5	富士市比奈一ノ沢	19				山林	0.0145												
6	富士市比奈一ノ沢	26	99	ぬ	17	山林	0.0198	ヒノキ	58										
7	富士市比奈一ノ沢	27				山林	0.0085												
8	富士市比奈一ノ沢	28-1				山林	0.0400												

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S89	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市富士岡一ノ沢	106	99	ろ	110	山林	0.1342	ヒノキ	51		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		
2	富士岡一ノ沢	107				山林	0.0244										
3	富士岡猪ノ平	460	106	ろ	52	山林	0.1388	ヒノキ	51								
4	富士岡猪ノ平	462				山林	0.1064										
5	富士岡猪ノ平	463				山林	0.0039										
6	富士岡猪ノ平	464				山林	0.0178										
7	富士岡猪ノ平	465				山林	0.0571										
8	富士岡猪ノ平	466				山林	0.0446										
9	富士岡猪ノ平	468	106	ろ	54	山林	0.1398	ヒノキ	51								
10	富士岡猪ノ平	469	106	ろ	55	山林	0.0833	ヒノキ	51								
11	富士岡猪ノ平	470	106	ろ	56	山林	0.0909	ヒノキ	51								
12	富士岡猪ノ平	471	106	ろ	57	山林	0.0766	ヒノキ	51								

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S92	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考											
1	富士市 江尾	1050-97	99	ぬ	53	山林	0.0958	ヒノキ	49	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	1050-97	99	ぬ	53	山林	0.0958	ヒノキ	49	林小班の一部					

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上)	富士市長 小長井 義正
-----------------------------------------------------------	----------	-------------

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S93	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市比奈一ノ沢	61	99	ぬ	53	山林	0.0188	ヒノキ	49	林小班の一部	2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		
2	富士市比奈一ノ沢	62	99	ぬ	52	山林	0.0469	ヒノキ	51								
3	富士市比奈一ノ沢	64	99	ぬ	54	山林	0.0783	ヒノキ	51								
4	富士市比奈一ノ沢	68	99	ぬ	56	山林	0.1279	ヒノキ	51								
5	富士市比奈一ノ沢	69				山林	0.0161										
6	富士市比奈一ノ沢	75	99	ぬ	63	山林	0.0889	ヒノキ	51								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市比奈一ノ沢	61	99	ぬ	53	山林	0.0188	ヒノキ	49	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
2	富士市比奈一ノ沢	62	99	ぬ	52	山林	0.0469	ヒノキ	51					
3	富士市比奈一ノ沢	64	99	ぬ	54	山林	0.0783	ヒノキ	51					
4	富士市比奈一ノ沢	68	99	ぬ	56	山林	0.1279	ヒノキ	51					
5	富士市比奈一ノ沢	69				山林	0.0161							
6	富士市比奈一ノ沢	75	99	ぬ	63	山林	0.0889	ヒノキ	51					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） [Redacted]

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S94, 95	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正							(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市比奈一ノ沢	21	99	ぬ	19	山林	0.1395	ヒノキ	50		2019.12.31	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの収益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができ 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>		
2	富士市比奈一ノ沢	23-2	99	ぬ	21	山林	0.1983	ヒノキ	58	林小班の一部							
3	富士市比奈一ノ沢	79	99	ぬ	64	山林	0.0271	ヒノキ	51	林小班の一部							

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 比奈 一ノ沢	21	99	ぬ	19	山林	0.1395	ヒノキ	50					
2	富士市 比奈 一ノ沢	23-2	99	ぬ	21	山林	0.1983	ヒノキ	58	林小班 の一部				
3	富士市 比奈 一ノ沢	79	99	ぬ	64	山林	0.0271	ヒノキ	51	林小班 の一部				

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正
 権利を設定する森林の森林所有者（甲） [Redacted]

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

経営管理権集積計画に定めた経営管理権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を収受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

(2) 受託者の義務

乙が経営管理実施権配分計画を定めることにより、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、甲に対して善管注意義務を負うものとする。これにより、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、経営管理実施権者に対して監督責任を負うものとする。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理権集積計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、乙に設定された経営管理権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となった場合は、気象災等により被害が生じたことにより、（10）により復旧を行う場合を除いて、経営管理権集積計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めた経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（10）、（15）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）、（10）、（15）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、乙以外の者に当該設置された施設の維持管理を任せることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林施業による測量の実施

① 乙は、経営管理権集積計画について、甲からの同意を得た上で、測量を実施することとする。

② 乙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 乙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要が生じた場合は、境界を明確化するための測量調査など必要な措置を講じるものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 経営管理実施権者は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になってしまった場合、経営管理実施権者は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙との間における金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、経営管理権の設定を受けた森林について、経営管理権集積計画の内容に適合する範囲内において、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、公告することによって、乙が選定した林業経営者に当該森林の経営管理実施権を設定することができる。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画を公告する前に、経営管理実施権配分計画及び企画提案書の内容の写しを甲に送付するものとする。
- ③ 経営管理実施権配分計画が定められた場合、当該森林の経営管理を受託した経営管理実施権者が責任を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。また、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務を負う。
- ④ 経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づいて経営管理実施権者から甲に支払を受けたときは、甲は、経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づいて、乙から支払を受けたものとみなす。

(16) 森林利用の制約

甲は、当該森林を利用する際には、乙又は経営管理実施権者に事前に連絡しなければならない。

乙は、経営管理実施権者が実施する森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

乙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(17) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。